

電子提供措置の開始日2025年5月29日

第59回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

会 計 監 査 人 の 状 況
会社の新株予約権等に関する事項
会 社 の 体 制 お よ び 方 針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表
監 査 報 告 書
(2024年4月1日から2025年3月31日)

NSW 株式会社

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬等と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 28百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である再生可能エネルギー促進賦課金減免の申請業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、会計監査人の解任を決定し、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会で報告いたします。また、監査等委員会が、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断した場合、会社法第399条の2の規定により「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法第399条の13に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当期につきましても内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しました。内部統制に係わる基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役、執行役員および使用人の行動規範となる倫理憲章を定め、取締役、執行役員および使用人全員に周知徹底し、かつ遵守してまいります。
 - ・コンプライアンス業務を担当する部門として、コーポレートサービス本部長を長とするコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会の監督の下、社内規則およびガイドラインの策定、教育訓練の実施、ならびに社内通報・報告体制の整備、その他コンプライアンス業務を行います。コンプライアンス室は、コンプライアンス業務について、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・コンプライアンスの実行を監査するための内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス委員会に報告します。
 - ・取締役、執行役員、使用人および内部監査室は、法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・監査等委員会はコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対して改善を求めます。この場合、コンプライアンス委員会は、改善の必要があると認めた場合は、速やかにコンプライアンス室に対してコンプライアンス体制の改善策の策定を指示します。

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部門をコーポレートサービス本部総務人事部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした態度で対応します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、網羅的に、かつ検索性の高い状態で保存および管理し、取締役は、文書管理規程により、これらを常時閲覧できるものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を統括する機関として経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理のための体制を整備しております。
 - ・経営リスク（ビジネスリスク）、法令リスク（コンプライアンスリスク）、情報セキュリティリスク（ITリスク）および災害リスク（ハザードリスク）の適正な管理のため、これらのリスク毎に管理責任者を定めるとともに、取締役会規程、執行役員規程、経営会議規程、リスクマネジメント委員会規程、コンプライアンス委員会規程、情報システム管理規程および防災管理規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築しております。
 - ・不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、同本部が中心となって迅速に対応し、リスクおよび損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・経営方針および経営戦略に関わる重要事項のうち、取締役会で決議すべきものは、取締役会規程に明定し、係る事項を審議・決定します。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催します。さらに、取締役会規程に定めたものに準ずる重要事項を審議・決定するために、経営会議を随時開催します。
 - ・取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、執行役員規程、組織規程、職務権限規程および業務分掌規程において、業務執行部門における責任者および責任内容ならびに執行手続の詳細を定めております。

- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社へ倫理憲章の周知徹底を図るとともに、主要な子会社にはコンプライアンスに関する推進責任者を配置し、緊密な連携の下、当社グループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - ・当社は、子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築します。
 - ・当社は、関係会社管理規程に従い決裁・報告制度を運用するとともに、関係会社会議等により子会社の経営を適正に管理するものとし、必要に応じて経営のモニタリングを行います。取締役、内部監査室は、子会社の法令違反その他コンプライアンス、リスクに関する重大な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告します。
 - ・子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反しその他コンプライアンスまたはリスク管理上問題があると認めた場合は、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告するものとします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員の職務を補助すべき使用人として、使用人から監査等委員補助者を任命します。
 - ・監査等委員会は、監査等委員補助者の人事異動・人事評価等について、事前にコーポレートサービス本部総務人事部長より報告を受けるとともに、必要ある場合は、理由を付して人事異動・人事評価等につき変更をコーポレートサービス本部総務人事部長に申し入れることができます。コーポレートサービス本部総務人事部長は、監査等委員会の意見を尊重します。
 - ・監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の監査等委員会への報告、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす、または当社グループの信用を著しく失墜させるおそれがある事態の発生、内部管理体制の重大な欠陥および法令違反等の不正行為等を認めた場合および報告を受けた場合は、書面もしくは口頭にて遅滞なく監査等委員に直接報告します。この場合、報告者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
 - ・内部監査室は、少なくとも１ヶ月に１度は、監査状況について、監査等委員会に報告します。
 - ・監査等委員は必要に応じ、いつでも取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができ、取締役、執行役員または使用人は、速やかに求められた事項を報告しなければならない仕組みを構築しております。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、取締役会のほか、経営会議等の会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができます。
 - ・監査等委員会は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス室に対し改善策の策定を求め、内部監査室に対し監査の実施状況の報告および追加監査の実施を求めることができます。
 - ・監査等委員会は、内部監査室に対して、必要に応じて監査業務への協力を求めることができます。
 - ・監査等委員会は、代表取締役、コンプライアンス委員会委員長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
 - ・監査等委員が職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、その整備・改善と適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度は取締役会を7回開催し、取締役会規程に基づき各議案についての審議、職務執行の状況の報告および監督を行いました。また、常勤取締役、執行役員で構成する経営会議を10回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査等委員の職務執行

当事業年度は監査等委員会を7回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。また、監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席するほか、内部監査部門、会計監査人等と定期的に情報・意見交換し、監査の実効性を高めております。

③ コンプライアンス体制

当事業年度はコンプライアンス委員会を4回開催し、内部管理体制の整備、法令違反行為の有無の調査等の確認を行いました。また、役員および従業員に対し、コンプライアンスの浸透・徹底を図るため、「倫理憲章」「行動指針」等のコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発を実施しました。

④ リスク管理体制

当事業年度はリスクマネジメント委員会を4回開催し、当社グループを取り巻くリスクへの対策等についての審議を行いました。また、役員および従業員に対し、リスク管理の徹底を図るため、リスク管理に関する教育を実施しました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る業務プロセス等の整備・運用の見直しを行い、監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

⑥ 任意の指名・報酬委員会の体制

当社は2024年4月22日に、取締役の指名・報酬の決定に関する手続きの透明性や客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選任・解任や報酬等に関する取締役からの諮問に対し都度答申し、この機能により当社の取締役会の監督機能やコーポレート・ガバナンスの基盤整備を図っております。なお、同委員会は独立社外役員が半数以上を占める規程となっており、2025年3月

末時点では社外取締役が4名、社内取締役が1名の構成となっております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	5,500	86	27,568	△1	33,153
当期変動額					
剰余金の配当			△1,415		△1,415
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,662		3,662
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,246	△0	2,246
当期末残高	5,500	86	29,815	△1	35,400

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	17	35	△33	20	33,174
当期変動額					
剰余金の配当					△1,415
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,662
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△17	11	△0	△6	△6
当期変動額合計	△17	11	△0	△6	2,240
当期末残高	－	47	△33	14	35,414

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称
 - N S S 株式会社
 - 恩斯達信息技术（北京）有限公司
 - N S A 株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、恩斯達信息技术（北京）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

イ. 商品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品

総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、以下のものについては定額法によっております。

1) 1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）

2) 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物

3) アウトソーシング事業に関連する建物附属設備、工具、器具及び備品

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 7～50年

車 両 運 搬 具 4～7年

工具、器具及び備品 3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、2007年5月17日開催の取締役会において、2007年6月28日をもって廃止することを決議したことにより、制度廃止日以降繰入を実施しておりません。従って、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から就任している役員に対する2007年6月28日時点における要支給額であります。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にシステム構築サービス及びシステム保守運用サービス、システム機器販売に関する契約から収益を認識しております。

システム構築サービスでは、一定期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断した場合は一時点で充足される履行義務として顧客による検収時に収益を認識しております。開発中のシステムにより他に転用できる資産が創出されず、かつ、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有する場合に一定期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。この進捗度の測定は、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっており、合理的に測定できない場合は、実際原価のうち回収されることが見込まれる金額で収益を認識しております。なお、完全に履行義務が充足されると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム保守運用サービスでは、主として各種システムを利用可能な状態にしておくサービスであり、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断していることから、サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

システム機器販売では、顧客への引き渡し完了し検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから通常1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定期間にわたり履行義務が充足される取引に係る収益の認識)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度（百万円）	
売上高	1,770

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、システム構築サービスのうち、一定期間にわたり充足される履行義務と判断されたものについては、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。この進捗度の測定は、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっており、合理的に測定できない場合は、実際原価のうち回収されることが見込まれる金額で収益を認識しております。

システム構築に係る総原価の見積りは、契約ごとに個別性が高く、顧客の要望の変化や着手後に新たに判明した事実等により総原価の見積りが変動することがあり、その結果、プロジェクトの進捗度が変動する可能性があります。また、これらの見積りには不確実性が含まれているため、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高	
売掛金	12,453百万円
契約資産	1,770百万円
2.有形固定資産の減価償却累計額	7,411百万円
3.流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	908百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 1.顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、(収益認識に関する注記)「(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 14,900,000株
2. 配当に関する事項
 (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	819百万円	55.00円	2024年3月31日	2024年6月25日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	595百万円	40.00円	2024年9月30日	2024年12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月12日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	670百万円	45.00円	2025年3月31日	2025年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や満期保有目的の債券等の安全性の高い金融商品を中心に行い、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎年度末及び異常な兆候発見時に把握する体制としております。

投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。なお、満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、10.7%が日本電気(株)グループに対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	977	△22
資産計	1,000	977	△22

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	977	—	977
資産計	—	977	—	977

(注)時価の算定に用いた評価技法

投資有価証券

投資有価証券(債券)の時価については取引金融機関から提示された時価情報によっております。当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	報告セグメント				合計
	エンタープライズ ソリューション	サービス ソリューション	エンベデッド ソリューション	デバイス ソリューション	
ビジネス ソリューション	6,342	44	11	－	6,399
金融・公共 ソリューション	7,134	81	67	－	7,284
システム 機器販売	1,907	－	－	－	1,907
デジタル ソリューション	103	4,311	13	－	4,429
クラウド・インフラ サービス	1,643	8,169	88	28	9,930
組込み開発	31	0	10,560	1,841	12,433
デバイス開発	－	－	50	7,593	7,643
顧客との契約から生 じる収益	17,163	12,608	10,792	9,463	50,028
外部顧客への売上高	17,163	12,608	10,792	9,463	50,028

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

当連結会計年度	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12,202
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	12,670
契約資産（期首残高）	889
契約資産（期末残高）	1,770
契約負債（期首残高）	193
契約負債（期末残高）	908

契約資産は、主にシステム構築サービス契約の内、一定期間にわたり充足される履行義務と判断されたものについて、履行義務の充足に応じて認識した収益の対価に関する未請求の権利であります。契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に保守サービス契約における顧客からの前受金であります。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は149百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度	
1 年内	17,313
1 年超	1,977
合計	19,291

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 2,376円92銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 245円79銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資 本準備金	資 本剰余金合計	利 益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,500	86	86	911	4,500	21,458	26,869	△1	32,454
当期変動額									
剰余金の配当						△1,415	△1,415		△1,415
剰余金の配当に伴う積立				141		△141	－		－
当期純利益						3,541	3,541		3,541
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	141	－	1,984	2,126	△0	2,126
当期末残高	5,500	86	86	1,052	4,500	23,442	28,995	△1	34,580

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17	17	32,471
当期変動額			
剰余金の配当			△1,415
剰余金の配当に伴う積立			－
当期純利益			3,541
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△17	△17	△17
当期変動額合計	△17	△17	2,108
当期末残高	－	－	34,580

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

② 子会社株式
移動平均法による原価法

③ その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

① 商品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、以下のものについては定額法によっております。

1)1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）

2)2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物

3)アウトソーシング事業に関連する建物附属設備、工具、器具及び備品

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 7～50年

車 両 運 搬 具 4～7年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度は、2007年5月17日開催の取締役会において、2007年6月28日をもって廃止することを決議したことにより、制度廃止日以降繰入を実施しておりません。従って、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、当該決議以前から就任している役員に対する2007年6月28日時点における要支給額であります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主にシステム構築サービス及びシステム保守運用サービス、システム機器販売に関する契約から収益を認識しております。

システム構築サービスでは、一定期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断した場合は一時点で充足される履行義務として顧客による検収時に収益を認識しております。開発中のシステムにより他に転用できる資産が創出されず、かつ、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有する場合に一定期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しております。この進捗度の測定は、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっており、合理的に測定できない場合は、実際原価のうち回収されることが見込まれる金額で収益を認識しております。なお、完全に履行義務が充足されると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足し時点で収益を認識しております。

システム保守運用サービスでは、主として各種システムを利用可能な状態にしておくサービスであり、通常は契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断していることから、サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

システム機器販売では、顧客への引き渡し完了し検収を受けた時点で支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから通常1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定期間にわたり履行義務が充足される取引に係る収益の認識)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度（百万円）	
売上高	1,770

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」「一定期間にわたり履行義務が充足される取引に係る収益の認識」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,405百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 8百万円 |
| 短期金銭債務 | 395百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1. 関係会社との営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 94百万円 |
| 仕入高 | 1,936百万円 |
| 業務委託費他 | 240百万円 |
| 2. 関係会社との営業取引以外の取引による取引高 | |
| 受取賃貸料、雑収入 | 61百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	623株
------	------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	18百万円
減損損失	1百万円
投資有価証券評価損	231百万円
未払事業税等	94百万円
賞与引当金等	475百万円
退職給付引当金	754百万円
資産除去債務	61百万円
未払金	44百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	1,693百万円
評価性引当額	△306百万円
繰延税金資産合計	1,387百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△21百万円
繰延税金負債合計	△21百万円
繰延税金資産の純額	1,365百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

当社と関連当事者との取引

1. 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有又は 被所有 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員および その近親者 が議決権の 過半数を所有している 会社	株式会社 ナカヤ	東京都 渋谷区	30	不動産 賃貸業	なし	建物の賃借 役員の兼任 1名	賃借料の 支払	644	保証金 前払 費用	558
						役員の近親者 1名				75

2. 子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有又は 被所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	N S S 株式会社	東京都 渋谷区	200	エンター プライズ ソリュー ション、 サービス ソリュー ション、 エンベデ ッドソリ ューショ ン、デバ イスソリ ューショ ン	(所有) 100.0	当社開発業務 の一部の委託	開発業務 の委託	1,909	買掛金	342

- (注) 1. 株式会社ナカヤは、当社の主要株主である多田修人が議決権の82.3%を直接保有しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は以下のとおりであります。
(1) 賃借料は、近隣の相場を勘案し、双方協議の上、決定しております。
(2) 開発業務の委託は、交渉の上、一定の採算が確保されるように取引条件を決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,320円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 237円71銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

N S W 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

仰 星 監 査 法 人
東京事務所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N S W株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N S W株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

N S W 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

仰 星 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、N S W株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、仰星監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

N S W株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐野 滋
監査等委員 増井 正行
監査等委員 石井 尚子
監査等委員 山口 美幸

(注) 監査等委員増井 正行、石井 尚子および山口 美幸は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上